

一般社団法人 Clayteam 会費規程

(会費)

第1条 会員は下記の会費を納入しなければならない。

入会金

1) 法人会員 200,000 円

年会費

1) 法人会員 大企業 200,000 円、中小企業 100,000 円

ただし、中小企業の初年度は年会費を免除する。

2) 個人会員 5,000 円

3) 賛助会員 5 口、2 口、1 口のいずれか (1 口年額 100,000 円)

ただし、中小企業は 1 口以上、大企業は 2 口以上とする。

2 既納の年会費は、いかなる理由があってもそれを返還しないものとする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する

(2024 年 11 月 28 日制定)